

農産物検査業務規程

第1章総則

(総則)

第1条 広島北部農業協同組合(以下「本組合」という。)が農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第2条第5項の登録検査機関(以下「登録検査機関」という。)として行う同条第1項の農産物検査(以下「農産物検査」という。)に関しては、この規程に定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第2条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- (1) 農産物検査は公平、公正、迅速に行う。
- (2) 農産物検査の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持、向上に努める。
- (3) 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- (4) 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第3条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第4条 農産物検査を行う時間は、8時30分から17時00分までとする。

休憩時間は(12:00~13:00)とする

- 2 前項の時刻は職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって、変更することができる。

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末・年始
- (4) その他本組合が特に必要と認めた日

- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって変更することができる。

第3章農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本組合は、国内産のもみ、玄米、大麦、はだか麦、小麦及び大豆、そば、について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本組合は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査)

(農産物検査を行う区域)

第8条 本組合が品位等検査を行う区域は、広島県とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 本組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙1のとおりとする。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17

条第2項第1号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、別紙2のとおりとする。

帳簿記載等に記入の場合は別紙2の通り略称する。

第4章 農産物検査の業務の実施

（農産物検査を行う者）

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により組合長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- (1) 検査試料の採取業務
- (2) 量目検査における計量業務
- (3) 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号以下「規則」という。）第10条第3項の検査証明の押印業務

（農産物検査の請求の受理）

第12条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という）から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿への整理のうえ農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、農産物検査にあたってはあらかじめ検査計画を策定するとともに検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があることまたは検査請求者と代理人との間で別途、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本組合は、特別な理由がない限り、検査請求の受理を拒否することはできないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。

4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

（農産物検査の受付の条件）

第13条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、1キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

- (1) 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む）の品位等検査を受ける場合（売買取引業者（流通段階）の検査）
- (2) 法第15条第2項の一、品位等検査を受ける場合
- (3) 法第34条第1項の品位の検査を行う場合

2 「国内農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）の第2の1の（2）に規定する産地品種銘柄の選択銘柄は（別表4）のとおりとする。

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、ホームページに掲載するとともにすみやかに広島県知事に報告するものとする。

（受検のための準備）

第14条 本組合は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- (1) 受検品に関する情報の提示（品種別作付面積等）
- (2) 受検ロット編成時に必要な荷役労働力の提供等
- (3) 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

（成分検査業務の受託）

第15条 本組合は、法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関から委託を受けてすることができるものとし、当該受託する業務については、当該業務を委託するものが示す準則に基づき行うものとする。

- (1) 成分検査請求の受付
 - (2) 成分検査手数料の徴収
 - (3) 成分検査試料採取、検査証明の業務及び試料の送付
 - (4) 成分検査証明書の交付
- (検査試料の採取)

第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。
(農産物検査の業務の実施方法)

第17条 農産物検査員は、検査場所の環境が第35条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具及びその他の設備(第35条において、「機械器具等」という。)を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。
(農産物検査の結果の通知)

第19条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、検査結果通知票により農産物検査の実施後速やかに検査結果を請求者に通知するものとする。
通知する様式は次のとおりとする。

米穀 別記様式1号「検査格付結果通知票」
麦類 別記様式2号「検査格付結果通知票」
大豆 別記様式3号「検査格付結果通知票」
そば 別記様式4号「検査格付結果通知票」

(帳簿の作成及び保存)

第20条 本組合は、「検査請求者別検査台帳」を作成し、5年間保存するものとする。電子記録媒体に記録した電磁的記録として保存することができるものとする。

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第21条 本組合が行う品位等検査に係る検査手数料の額は、農産物の種類、量目、単位により別紙3の額とする。

(検査手数料の収納方法)

第22条 検査手数料は、概算金又は精算金から収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、現金および口座振替により収納することができる。

- 2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第23条 本組合は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第6章 農産物検査を行う組織

(組織)

第24条 本組合の農産物検査を行う組織は、別表のとおりとする。

(組合長の責任)

第25条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(組合長の権限の委譲)

第26条 組合長は、その責任において、経営管理規程に基づき農産物の検査実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第27条 組合長は、本組合に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

- 2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定

を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 組合長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する
(農産物検査員の職務)

第28条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上司の命令に従い公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持、向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第29条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第30条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的に実施するものとする。(JA内の監査規程による監査で対応)

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。(JA内の監査規程に監査事項を設定して対応)

(不適切な行為の防止等)

第31条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに速やかに広島県知事(以下「知事」という。)に、不適切な行為があった事実及び是正のため講じた措置を報告しなければならない。

(知事又は国による調査の受け入れ)

第32条 本組合は、知事又は国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第33条 本組合は、知事又は国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため農産物検査員の教育及び訓練で組合長の補佐をする

(異議申し立て、苦情及び紛争処理)

第34条 本組合は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の保守点検)

第35条 1・本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

2・本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じた、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。

なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境実施点検状況確認簿(別紙5)を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

(1) 本組合が、所有する施設(倉庫・CE・RC)等を検査場所として使用する場合は、施設又は、支店担当者が環境点検を定期的に行い、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。ただし、本組合が所有する施設が食品安全や衛生管理に関する

第三者証認を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって環境点検を省略することができる。

(等級証印及び農産物検査員の認印の管理)

第36条 本組合は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため「農産物検査用等級証印・農産物検査員の認印の取扱要領」を定めて記載することとする。ただし、玄米、もみの検査結果通知票については、生産者からの口頭等で要望があった場合使用するものとする。

- 2 農産物検査員の認印については、検査証明書の結果に使用する他、以下の事務に使用するものとする。
 - ① 事前に行う紙袋の検査証明欄の年産訂正
 - ② 検査結果通知票（生産者）
 - ③ 農産物検査証明確認表
 - ④ フレコンの封印
 - ⑤ サンプル袋
 - ⑥ 水稻玄米検査受付表

(事前に行う紙袋の検査証明欄の年産訂正方法)

第37条 検査請求者から事前に紙袋の検査証明欄の年産訂正の求めがあった合、農産物検査員は、記載されている年産を一本線で抹消し、その上に農産物検査員の認印を押印することにより訂正するものとし、余白に適正な年産を記載する。

- 2 前項の検査証明欄の訂正を行った場合は、包装の事前確認台帳に訂正した事項を記載する。

(フレコンの封印方法)

第38条 検査証明の発行を行ったフレコンに封印を求められた場合、農産物検査員は、フレコンの注入口のしぼりひもに巻封を行い、その巻封に農産物検査員の認印を押印する。ただし、封印を行う巻封が別添のシール状の「封緘紙」の場合は、農産物検査員の認印の押印を省略することが出来るものとする。

(登録検査機欄の略称表記)

第39条 本組合は、農産物検査員認印及び検査証明等へ使用する略称として、「JA広島北部」を使用する。

(等級証印及び農産物検査員の認め印の不正使用等)

第40条 本組合の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

- 2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに知事に報告する等適切な措置を講ずるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。

(農産物検査結果の報告)

第41条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより、知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

(その他)

第42条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

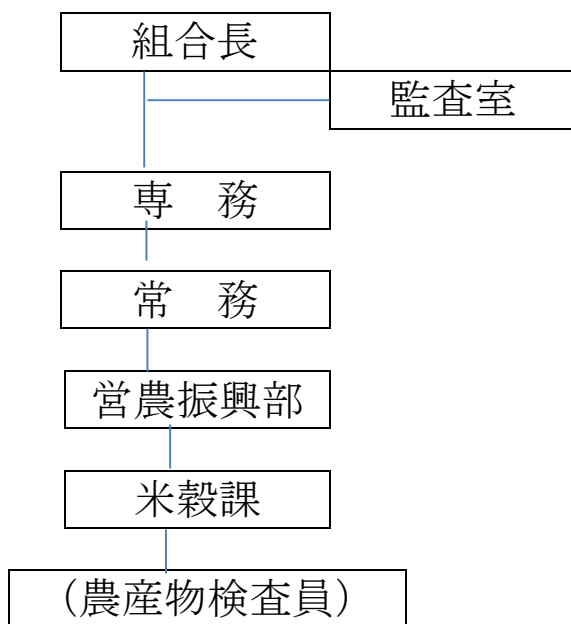
(改廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附則

- この規程は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- この規程の変更は、平成17年5月27日から実施する。
- この規程の変更は、平成17年8月26日から実施する。
- この規程の変更は、平成18年8月25日から実施する。
- この規程の変更は、平成19年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成19年6月26日から実施する。
- この規程の変更は、平成20年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成21年7月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成22年8月30日から実施する。
- この規程の変更は、平成23年7月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成24年7月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成25年8月26日から実施する。
- この規程の変更は、平成26年4月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成27年2月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成27年8月1日から実施する。
- この規程の変更は、平成28年4月27日から実施する。
- この規程の変更は、平成28年5月31日から実施する。
- この規程の変更は、平成28年8月26日から実施する。
- この規程の変更は、平成30年2月27日から実施する。
- この規程の変更は、平成30年4月26日から実施する。

別表



検査請求書の受付場所

広島北部農業協同組合

名 称	所 在 地
広島北部農業協同組合 (本店)	安芸高田市吉田町常友 1 2 1 0 番地

別紙 2

検査場所を管轄する事務所及び検査場所・検査員

広島北部農業協同組合

事務所		検査場所			検査員数 (1名以上)
名称	所在地	名称	略称	所在地	
広島北部農業 協同組合 (本店)	安芸高田市 吉田町常友 1210番 地	高田カントリー エレベーター	高田CE	安芸高田市美土里町横田 4224番地	1名以上
		たかた 低温倉庫前	たかた低温	安芸高田市美土里町横田 4227番地1	1名以上
		高宮ライス センター	高宮RC	安芸高田市高宮町羽佐竹 546番地1	1名以上
		八千代 1号倉庫前	八千代	安芸高田市八千代町 佐々井1084番地	1名以上
		向原倉庫前	向原準低	安芸高田市向原町戸島 3117番地1	1名以上
		福原倉庫前	福原	安芸高田市吉田町川本 179番地5	1名以上
		郷野第41号 倉庫前	郷野	安芸高田市吉田町上入江 2070番地1	1名以上
		来原第101号 倉庫前	来原	安芸高田市高宮町原田 3375番地	1名以上
		船佐第111号 倉庫前	船佐	安芸高田市高宮町佐々部 976番地1	1名以上
		甲立第121号 倉庫前	甲立	安芸高田市甲田町上甲立 380番地1	1名以上
		小田第131号 倉庫前	小田	安芸高田市甲田町下小 原236番地1	1名以上
		高田原第132 号倉庫前	高田原	安芸高田市甲田町高田原 1038番地4	1名以上
		千代田カントリ ーエレベーター	千代田CE	山県郡北広島町有田恵両 1245番地2	1名以上
		大朝ライス センター前	大朝RC	山県郡北広島町大朝高丸 4446番地1	1名以上
		壬生倉庫	壬生	山県郡北広島町壬生鎌田 369番地1	1名以上
		本地支所	本地	山県郡北広島町本地 2722番地2	1名以上
		農事組合法人 いかだづ		山県郡北広島町筏津 542番地1	1名以上
		北倉庫前	北準低	山県郡北広島町有間 829番地2	1名以上
		南方倉庫前	南方	山県郡北広島町南方 2034番地	1名以上
		新庄準低温 倉庫前	新庄準低	山県郡北広島町新庄 茶園2211番地	1名以上
大朝本倉庫前	大朝	山県郡北広島町大朝 4568番地	1名以上		

検査手数料額（税込）

広島北部農業協同組合

種 類	量 目	単 位	金 額
もみ	2 1 kg～4 5 kg 以下	1 包装につき	1 0 0 円
	2 0 kg 以下	1 包装につき	5 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	1, 6 6 7 円
玄米	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	1 0 0 円
	3 0 kg以下	1 包装につき	5 0 円
	上記以外のもの	6 0 0 k g 当たり	1, 0 0 0 円
大麦	2 6 kg～5 2. 5 kg 以下	1 包装につき	6 0 円
	2 5 kg以下	1 包装につき	3 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	9 4 0 円
はだか麦	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	6 0 円
	3 0 kg以下	1 包装につき	3 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	9 4 0 円
小麦	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	6 0 円
	3 0 kg以下	1 包装につき	3 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	9 4 0 円
大豆	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	8 0 円
	3 0 kg以下	1 包装につき	4 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	1, 2 6 0 円
そば	4 5 k g 以下	1 包装につき	3 0 円

別表 4

(水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米)

道府県	品 種
広島県	ヒカリ新世紀 あきさかり 恋の予感

(醸造用玄米)

道府県	品 種
広島県	雄町、こいおまち、千本錦 八反、八反錦1号、山田錦

(普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆))

道府県	品 種
広島県	あきまる

(普通裸麦)

道府県	品 種
広島県	キラリモチ

検査格付結果通知票

伝票番号

検査請求年月日： 年 月 日	年産：	検査請求区分：第3条					
検査年月日： 年 月 日	生産者：						
流通区分：	種類：	出荷業者等：広島北部農業協同組合					
産地：	検査場所：	市町村・集落：					
検査請求数量：	包装・量目：						
伝票区分：0 通常	検査方法：	手続区分：					
検査区分：	引渡区分：	表示区分：					
地区区分：	買入区分：	品質区分：					
品 種 名	類	等級	数量	単価	金額	格付理由	水分
		計		税込	内消費税		
検査料							
皆掛： 風袋： 正味：				運送区分	検査員番号		
契約金返納状況	合計金額	今回返還額	差引支払金額	契約金返還残額			
平成 年 月 日				広島北部農業協同組合			
				検査員名：			
				様			
前回までの出荷数量		J A米	一般米	加工用米	需要開発米		
契約数量							
契約残数量							
備考							

検査格付結果通知票

年産		生産者住所			生産者氏名		
種 類	普通大粒大麦	銘柄		検査日	平成	年	月 日
	普通小粒大麦	包装	紙袋	水分	%	容積重	
	普通はだか麦	量目	30・25kg	検査場所			
	普通小麦						
検査請求数量			袋	格付			
量目検査		品 種		等級	検査数量		
皆掛	風袋	正味					
				計			

備考
農産物検査員
氏名・印

整理NO.

検査格付結果通知票

		粒別	等級	数量	格付
検査年月日		大粒	1 等		
生産者住所		大粒	2 等		
生産者氏名		大粒	3 等		
種 類		中粒	1 等		
年 産		中粒	2 等		
量 目		中粒	3 等		
包 装		大粒	合格		
品 種		中粒	合格		
銘 柄		小粒	合格		
備 考		計			

～その色目				
検査請求数量				
当初申込数量				
皆 掛				
水分	大粒			
	中粒・小粒			

農産物検査員
氏名・印

別紙様式 4 号

検 査 格 付 結 果 通 知 票

生産者氏名					生産者住所		
年産		銘柄					
種類	普通そば	包装	紙袋		検査年月日	平成 年 月 日	
		量目	22.5 kg		検査場所		
		水分					
		容積重					
		検査請求数量					袋
量目検査		品種					
皆掛	風袋	正味	等級	検査数量	格 付 理 由		
農産物検査員 氏名・印		規格外					
		計					